

復興・創生期間に向けた提言
～東日本大震災発災5年を迎えて～

公益社団法人 経 済 同 友 会

2016年3月9日

目 次

はじめに	2
1. 被災地に対してのメッセージ	2
2. 政府・自治体に対してのメッセージ	4
3. 経済同友会としての決意	8
おわりに	9
【参考資料】	10
震災復興委員会 委員名簿	21

はじめに

- ・東日本大震災から5年が経過した。犠牲者の皆様に謹んで哀悼の意を表するとともに、この間、被災地の復興に取り組んでこられた多くの方々の多大なるご尽力に対し、あらためて敬意を表したい。
- ・被災地を訪問する度に復興の息吹は確実に感じられる。しかし、復興はまだ道なかばである。いまだ約17.4万人が避難生活を送っており、住宅も今月末時点で、高台移転が45%、災害公営住宅の整備が59%の完成にとどまる見通しである。また、沿岸部の基幹産業である水産加工業では、売上が被災前の8割以上に回復した事業者は40%と遅れている。このように、復興の加速化が求められる状況は今も続いている。
- ・政府は、1月19日に「『復興・創生期間』における復興基本方針（骨子案）」を示した。この中で、「地方創生のモデルとなるような復興を実現」と明記しているが、それは決して容易に実現できるものではない。官民の総力を結集し、これまでの延長線上にはない革新的な取り組みが求められる。
- ・こうした問題意識の下、経済同友会は被災地や政府・自治体に対してのメッセージと、自らの決意をここに表明する。

1. 被災地に対してのメッセージ

（1）持続可能性の観点から、まちづくり計画の点検を

- ・被災地の市町村では、これまでの5年間で地元の産官学民が力を結集することにより、まちづくりが進められてきた。
- ・しかし、現実を直視すれば、ほとんどの沿岸部被災地は人口減少傾向にある。岩手県が実施した平成27年度「県内内陸地区及び県外へ移動している被災者へのアンケート調査」結果によると、今後の居住場所について、もとの市町村に戻りたいという意向を示す回答は県内内陸部への避難者で18.5%、県外避難者で19.8%にとどまる。こうした中で、いかにまちづくりを着実に進捗させ、真に豊かで持続可能なまちとしていくか、という視点での再考が必要である。「インフラは整備されたが、人々の営みやにぎわいが感じられないまち」をつくることだけは避けなければならない。
- ・そのためには、人口動向と高台移転先や災害公営住宅への入居状況、産業の再生状況を確認し、まちづくり計画で予定されているインフラの規模や内容が持続可能性の観点から適正であるか、点検していただきたい。
- ・点検の結果、人口が当初計画策定時の想定通りに回復しない場合や、当初の計画通りに産業の再生が進展しない場合など、現在のまちづくり計画をそのまま進めた場合に、将来のインフラの維持・運営などに問題が生じるようであれば、計画を果敢に見直していただきたい。

- ・見直しに際して、持続可能なまちとするには、近接する市町村と広域で連携し、可能な限り行政サービス拠点や商業施設、教育施設、医療・介護関連施設を共有すべきである。また、人口減少傾向を踏まえ、将来の世代への負担が最小限となるように、コンパクトシティ化することが望ましい。

(2) 若者の力を活用した新たなまちづくりを

- ・被災地の視察において、コミュニティの再生や産業振興に精力的に取り組む若者に数多く接した。
- ・震災と復興という厳しい経験を通じて、被災地では若者が成長した。これらの若者は地域への熱い思いをもっており、過去からのしがらみも少ない。また、地域外から若者が移住する魅力的なまちをつくるには、若者の視点が不可欠である。若者の力を積極的に活用し、将来に希望の持てるまちづくりと産業振興を進めていただきたい。
- ・例えば、被災地では、内外の若者や企業・NPOなどが参画し、再生可能エネルギーを積極的に導入したまちづくりに取り組む自治体がある¹。また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想では、避難地域で再生可能エネルギー導入に取り組むプロジェクトが検討されている。これらの取り組みを、より強力に推進し、企業の誘致や雇用の拡大につなげていただきたい。あわせて、首都圏への送電網を整備することで、被災地が再生可能エネルギーの一大供給拠点となることを期待する。

(3) 産業復興に向けて「みちのくブランド」の確立を

- ・東北6県の連携による「みちのくブランド」を確立すべきである。震災後、事業再開するまでの期間に販路を失った事業者が、新たに販路を開拓するにはブランドの確立が重要である。その際、個別の事業者、市町村などによるブランドでは、インパクトは小さい。三陸沿岸部では水産加工品の広域でのブランド化の検討が進められている。この動きをさらに発展させ、より広域に東北全体でブランド化することが望ましい²。東北6県の農林水産品を対象とする「みちのくブランド」を生産者、流通事業者、自治体などが参加する共通のブランドとして確立し、共同で販促キャンペーンに取り組めば、国内外への訴求力は強まる。

¹ 東松島市では、「一般社団法人 東松島みらいとし機構」を設立し、再生可能エネルギーを活用してエネルギーの地産地消を目指す「スマート防災エコタウン」に取り組んでいる。その他、宮古市の「スマートコミュニティ事業」、釜石市の「スマートコミュニティ基本計画」などの取り組みも進んでいる。

² 三陸地域の水産加工会社や政府、各県などが参加し、三陸地域の水産加工品を国内外に販売する際の広域の統一ブランドを構築する「三陸地域水産加工業推進協議会（仮称）」の設立が検討されている。

(4) 東北の観光振興に向けて6県の連携強化を

- ・2015年の訪日外国人客数は1,973万人と過去最高を記録した。一方で東北は、外国人客数急増の効果を享受できていない。全国では2014年に外国人宿泊客数が震災前の2010年比で160%となる中、東北6県では70%にとどまっている。
- ・訪日外国人にアピールするには、観光も6県が連携することが望ましい。2015年6月に東北観光推進機構が申請した「日本の奥の院・東北探訪ルート」が観光庁の広域観光周遊ルート形成計画に認定された。このように、6県の官民が協力して、外国人にとって魅力がある周遊ルートを形成し、外国人観光客の多い北海道や首都圏とも連携しながら、継続的に国内外にアピールすることが有効である。

(5) 東日本大震災の経験・教訓に関する情報発信を

- ・今回の震災の経験・教訓を決して忘れることなく、将来世代のリスクを最小化するために活かすことが重要である。したがって、得られた経験・教訓を地域内で後世まで伝承するとともに、全国にも継続的に情報発信していただきたい。これにより、震災の風化を防ぐとともに、日本全体の防災力の向上につながる。
- ・その一環として、復興ツーリズムにより、震災学習や防災研修の誘致に取り組むことで、交流人口の増加を図ることもできる。

2. 政府・自治体に対してのメッセージ

(1) 持続可能性の観点から新たな施策への取り組みを

- ・復興・創生期間において、持続可能な地域を創生できるように、政府は復興の司令塔として、自治体とともに以下の取り組みを行うべきである。

1) 復興庁の福島県内への移転

復興・創生期間中に復興庁を福島県内に移転する。これにより、政府が復興・創生期間終了後も福島復興に前面に立つ姿勢を明らかにするとともに、被災地に寄り添い、復興の進捗に応じて変わる現地のニーズに即したタイムリーな施策を打てる体制とする。

2) まちづくり計画の点検・見直しを誘導する制度の新設

インフラ整備の目的で、一旦予算が決定した東日本大震災復興交付金による事業や災害復旧事業は、計画を点検し、見直すことへのインセンティブが働きにくい。広域連携やコンパクトシティ化によりハード面の予算が削減できた場合、復興庁の審査・承認を条件に、

削減した範囲内で、産業振興やコミュニティ再生など、まちづくりに関わるソフト面の用途で当該予算を使用できる制度を新設する。

3) 「広域復興協議会（仮称）」の設置

近接する市町村に、復興の課題を共有し、解決策を一緒に協議する「広域復興協議会（仮称）」を政府と県が主導して設置する。例えば、宮古市と山田町、大槌町と釜石市、大船渡市と住田町と陸前高田市、気仙沼市と南三陸町、石巻市と女川町など、通勤圏・通学圏を共有する市町村で設置することが考えられる。

4) 「コミュニティ・オフィス（仮称）」の設置

今後、高台移転先や災害公営住宅などが完成し、被災者が仮設住宅などの避難先から恒久住宅への移転が本格化する。人口減少・高齢化により、コミュニティの形成や維持が困難な地域には、コミュニティ再生を支援する拠点として「コミュニティ・オフィス（仮称）」を設置する。コミュニティ運営や教育、経済に詳しい専門人材を派遣し、自立したコミュニティが形成されるまで住民をサポートする。

5) 海外から人材を確保する制度の新設

水産業・水産加工業をはじめとする、人手不足の基幹産業に関しては、国内からの人材確保には限界があり、海外からも人材を確保すべきである。被災地での就労と居住に魅力を感じる外国人が、家族で長期にわたり就労できることが望ましい。被災地において、水産業・水産加工業に関連する業種に限定し、技能実習制度を優秀な成績で終了した外国人に対して、一定の資格要件を設けたうえで、在留資格を付与する特区制度を、自治体より提案し、政府も支援する³。自治体は住民と協力しながら、住宅、学校、コミュニティで外国人労働者とその家族を受け入れる態勢の整備を進める。

6) 災害公営住宅の空室に関する入居要件の一層の柔軟化

災害公営住宅で空室が生じた場合、被災者以外に住宅困窮者の入居を容認している。このような空室や高台移転先の空き区画は、被災地で創業する人材、外国人も含めて地元企業へ就職する人材の住宅、および、工場や研究機関の誘致に伴い転勤・出張する従業員や研究者の宿舎として積極的に認める。

³ 国家戦略特区に指定された愛知県は、過去に技能実習制度を優秀な成績で終了した外国人など、一定の要件を満たす外国人を新たな在留資格「産業人材」として認め、特区内での就労・居住を許可する規制改革を提案している。

(2) 福島原発周辺の12市町村は一体としてまちづくりを

- ・避難指示区域を含む市町村の住民を対象とした住民意向調査では、帰還の意向を示す住民の割合は低い。避難指示区域から避難している約7万人の住民に関して、市町村ごとの住民意向調査の結果を参考に試算すると、「戻りたい」という人が全て戻ったとしても、約1.4万人（約19%）、「まだ判断がつかない」という人を合わせても、約3.4万人（約49%）しか戻らない。「戻りたい」という意向を示す割合は、若い年代ほど低く、このまま住民が帰還しても、各市町村の高齢化は一層進む。また、放射線量の高い帰還困難地域が面積の大半を占める自治体もある。こうした現実を考えると、個別の市町村での再生は容易ではない。したがって、行政区域として12市町村を一体として再生を図る方法を考えるべきである。市町村の枠を越えて全体として持続可能な地域となるように、公共施設・商業施設・住宅等を集約するまちづくり計画の作成を望む。これにより、被災地のみならず、地方創生における最先端のまちづくりのモデル地域とするべきである。
- ・政府は福島県と協力して、12市町村が一体としてまちづくりを行うための協議の場を設けるように、各首長に働きかけるべきである。

(3) 風評被害の払拭に一層のテコ入れを

- ・原発事故による風評被害の問題は、ほとんど解消していない⁴。風評被害を払拭しなければ、産業復興に取り組む生産者や企業の売上が回復できない。福島の風評の問題は、国際的に見れば日本全体の風評の問題であることを再認識し、風評被害の払拭に向けた広報活動を実施すべきである（政府広報によるゴールデンタイムのテレビ番組放送 など）。
- ・広報活動においては、単に安全であることのイメージを伝えるのみでなく、データ数値を用いながら、わかりやすく情報提供すべきである。日本の食品中の放射性セシウムの基準値は一般食品で100Bq/kgであり、米国の1,200Bq/kg、EUの1,250Bq/kgと比べて、12倍以上厳しい。福島県は出荷前検査でこの基準値を超えたものは出荷しない。また、避難指示区域を除けば、福島県内の空間放射線量は、欧州やアジアの主要都市と比べても決して高くない。しかし、これらの事実は国内外で十分に知られていない。政府は広報活動を繰り返し、丁寧に情報発信していくことが必要である。
- ・福島現状を知ってもらうように、交流人口を増やすことも、風評被害の払拭には有効である。福島県内では産業振興に向けて、各種研究開発拠点・産業創出拠点の整備が進められている。各拠点の研究成果の発表や、福島第一原発で採用されている最先端の廃炉関連技術に関する情報発信の会議

⁴ 「消費者庁による風評被害に関する消費者意識の実態調査（第6回）」（2015年9月30日公表）では、福島県産品の購入をためらうと回答した人が17.2%いた。福島県産品など、日本の食品への規制措置（輸入停止・証明書要求・検査強化）を行っている国・地域は34、これまでに規制措置を解除した国・地域は16。（2016年2月2日時点、農林水産省公表）

が開催できる大規模なコンベンション施設を政府主導で設ける。この施設で国際会議が開催できれば、海外から多数の会議参加者が訪れ、福島が安全であることを世界にアピールできる。

- ・風評被害の払拭は、明確に目標を定めて、PDCA サイクルを回しながら、戦略的に取り組むべきである。例えば、消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の結果や、福島県産品の輸入規制を行っている国・地域の削減数を目標とすることが考えられる。政府による消費者向けのキャンペーンや輸入規制解除に向けた外交交渉などの施策の成果を定期的に確認し、改善を図りながら着実に進めるべきである。
- ・風評被害に対する損害賠償に関しては、2015 年 8 月以降、逸失利益の 2 年分を一括払いした後、原発事故との相当因果関係に基づいて個別に対応するという方針が明示された。賠償の終了に関わる相当因果関係の判定は、個別の事業者の事情に配慮しながら、公平に行うべきである。

(4) 東日本大震災の教訓を活かして防災への平時からの取り組みを

- ・東日本大震災の復興において生じた課題に関し、将来の首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、早急に以下の対応を実施すべきである。

1) 災害廃棄物処理体制の確立

震災復興には災害廃棄物（がれき）の迅速な処理が重要である。政府は東日本大震災の教訓・経験を踏まえ、災害廃棄物処理に関する法律と指針を整備した⁵。実際に災害廃棄物処理を担当する自治体は、新たな法律や指針に従って、膨大な廃棄物を処理できる体制となっていなければならない。政府は自治体の災害廃棄物処理計画の整備状況を確認するとともに、自治体の合同での机上演習を企画し、実効性を高める。

2) 大規模災害に備えた土地収用に関する法整備

東日本大震災では、自治体が高台移転先など復興に必要な土地を取得するまでに時間を要したため、復興関連工事の着手が遅れた。首都直下地震・南海トラフ地震では、住宅再建とまちづくりに必要となる用地の面積、地権者の数は膨大となり、用地取得には相当の時間を要する。自治体が迅速に復興関連工事に着手できるように法整備が必要である。大震災発生時に限り、土地収用法による事業認定手続が終了した後、補償金額を決定する裁決手続に先立って、用地

⁵ 環境省は災害廃棄物処理に当たる自治体向けに、2014 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定した。2015 年 7 月には、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することを目的に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が成立し、同年 11 月に環境省は自治体向けに「大規模災害時の災害廃棄物処理に関する行動指針」を策定した。

を自治体が使用できるようにし、後から裁決手続と所有権の移転を行えるようにする土地収用法の特例を法制化する⁶。

3) 震災学習・防災教育の強化

東日本大震災の記憶の風化を防ぎ、将来に向けて若い世代の防災意識の向上を図るため、小中学校において、震災学習を防災教育と合わせてカリキュラム化する。

4) 総合防災訓練の拡充

政府が主催する総合防災訓練は、原則として全ての国民が参加する訓練と位置付け、参加者を飛躍的に拡大する。訓練を通じて、自治体・企業の防災意識の向上とBCP（事業継続計画）整備を推進するとともに、企業間、住民間、ならびに企業と住民の間での共助への取り組みを強化する。

3. 経済同友会としての決意

(1) 復興の進捗状況に応じた支援を継続する

- ・まちづくりと産業復興は人材が鍵になる。会員所属企業での研修受け入れや人材派遣による支援を継続し、次世代を担う人材の育成に貢献する。
- ・自立した持続可能性の高い地域として再生するには、企業が自社の事業を通じて被災地と関係を築くことも重要である。企業は被災地でパートナーとなる企業を積極的に探索し、技術・ノウハウの情報交換や協働での商品・サービスの開発に挑戦し、地方との連携の先導モデルとする。
- ・今後も被災地の視察と現地で復興に取り組む産官学民との意見交換による交流を重ね、復興の進捗状況を把握し、現地のニーズを確認しながら、被災地と会員所属企業との連携や支援の方法を考える。

(2) 福島の高評価被害の払拭に企業が率先して取り組む

- ・経済同友会としても継続的に福島の高評価に関する視察と意見交換を通じて情報収集するとともに、会員所属企業の従業員や取引先などに福島の高評価に関する情報を周知する。
- ・福島県産品の販売会の開催、福島県での会議・イベントの開催、および社員旅行・研修旅行により支援する。

⁶ 土地収用法では、事業の公益性等を認定する国土交通大臣・都道府県知事による「事業認定手続」終了後、収用委員会が土地所有者等に対する補償金額を決定する「裁決手続」が終わってから補償金の支払いと土地の明け渡しが行われる。

おわりに

- ・若者が安定的に仕事を得られ、結婚し子供を育てることができ、高齢者が生きがいを持てるような、老若男女が豊かに暮らせる環境を築けなければ、被災地を真に復興したとは言えない。
- ・東日本大震災を風化させないよう、そして復興の灯を消さないよう、本会は、復興を自らの課題と位置づけ、幅広く意見を発信するとともに、被災地への具体的な支援活動も継続していく。

以上

【参考資料】

1. 被災地に対してのメッセージ

(1) 持続可能性の観点から、まちづくり計画の点検を

■沿岸部自治体の人口推移

<岩手県>

毎年 10 月時点の人口（単位：人）

市町村名	2010年 (a. 震災前)	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (b. 現在)	増減率 (b-a) / a
洋野町	17,913	17,559	17,291	16,952	16,579	16,322	-8.9%
久慈市	36,872	36,515	36,208	35,919	35,506	35,106	-4.8%
野田村	4,632	4,446	4,377	4,327	4,231	4,189	-9.6%
普代村	3,088	3,015	2,985	2,944	2,905	2,859	-7.4%
田野畑村	3,843	3,747	3,689	3,596	3,534	3,474	-9.6%
岩泉町	10,804	10,574	10,342	10,094	9,793	9,579	-11.3%
宮古市	59,430	57,952	57,169	56,488	55,856	55,017	-7.4%
山田町	18,617	16,903	16,406	16,124	15,903	15,564	-16.4%
大槌町	15,276	12,681	12,218	11,909	11,690	11,513	-24.6%
釜石市	39,574	37,271	36,830	36,244	35,840	35,262	-10.9%
大船渡市	40,737	39,097	38,942	38,674	38,463	38,024	-6.7%
陸前高田市	23,300	20,252	19,707	19,509	19,333	19,097	-18.0%
住田町	6,190	6,203	6,093	5,986	5,880	5,751	-7.1%

岩手県ホームページ「岩手県毎月人口推計」(<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)
をもとに、経済同友会事務局作成

<宮城県>

毎年 10 月時点の人口（単位：人）

市町村名	2010年 (a. 震災前)	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (b. 現在)	増減率 (b-a) / a
気仙沼市	73,489	69,146	67,848	67,041	66,210	65,372	-11.0%
南三陸町	17,429	15,252	14,870	14,406	13,868	13,482	-22.6%
石巻市	160,826	150,774	149,042	147,860	146,906	145,760	-9.4%
女川町	10,051	8,343	7,854	7,348	6,930	6,631	-34.0%
東松島市	42,903	40,409	40,035	39,908	39,747	39,759	-7.3%
松島町	15,085	15,010	14,858	14,713	14,572	14,499	-3.9%
利府町	33,994	34,764	34,884	35,246	35,627	35,748	5.2%
塩竈市	56,490	55,828	55,177	54,858	54,603	54,168	-4.1%
七ヶ浜町	20,416	19,834	19,456	19,238	18,928	18,709	-8.4%
多賀城市	63,060	61,517	61,829	62,036	62,350	62,314	-1.2%
仙台市	1,045,986	1,049,493	1,060,877	1,068,511	1,073,242	1,076,030	2.9%
名取市	73,134	71,925	72,680	74,240	75,875	77,041	5.3%
岩沼市	44,187	43,798	43,659	43,706	43,946	44,162	-0.1%
亘理町	34,845	33,679	33,169	33,101	33,201	33,271	-4.5%
山元町	16,704	14,535	13,781	13,188	12,789	12,495	-25.2%
丸森町	15,501	15,184	14,842	14,636	14,362	14,043	-9.4%

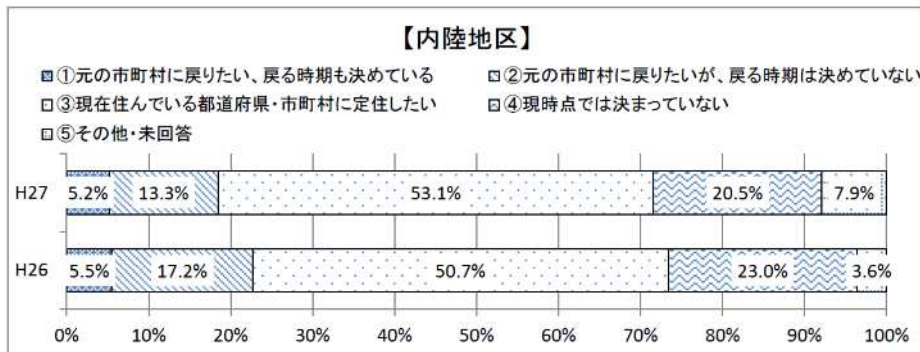
宮城県ホームページ「宮城県推計人口（月報）」(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/suikai-top.html>)
をもとに、経済同友会事務局作成

■岩手県・宮城県の避難住民宛アンケート結果

岩手県

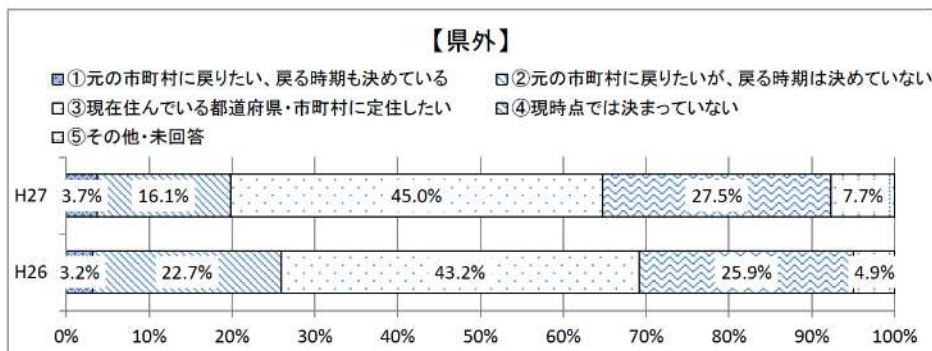
「県内内陸地区及び県外へ移動している被災者へのアンケート」(平成 27 年度) <県内内陸地区へ移動している被災者へのアンケート結果>

「元の市町村に戻りたい、戻る時期も決めている」(5.2%)と「元の市町村に戻りたいが、戻る時期は決めていない」(13.3%)を合わせて、18.5%。



<県外へ移動している被災者へのアンケート結果>

「元の市町村に戻りたい、戻る時期も決めている」(3.7%)と「元の市町村に戻りたいが、戻る時期は決めていない」(16.1%)を合わせて、19.8%。

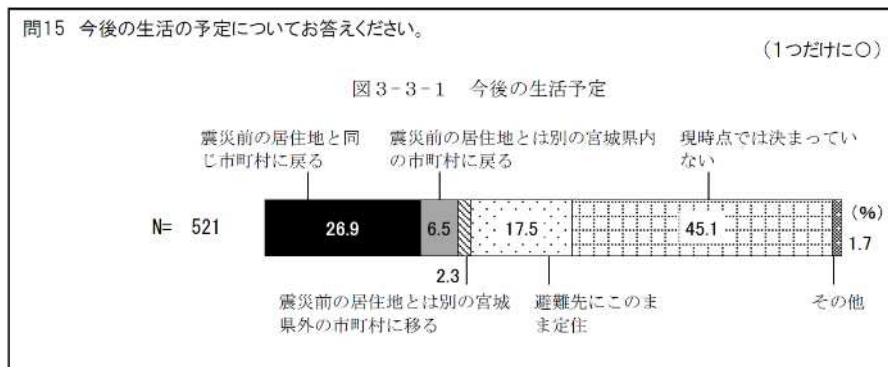


出典:岩手県ホームページ「平成 27 年度「県内内陸地区及び県外へ移動している被災者へのアンケート調査」結果」
 (<http://www.pref.iwate.jp/saiken/jouhou/18235/040702.html>)より抜粋

宮城県

「平成 27 年度県外避難者ニーズ調査の結果について」

「震災前の居住地と同じ市町村に戻る」は 26.9%。

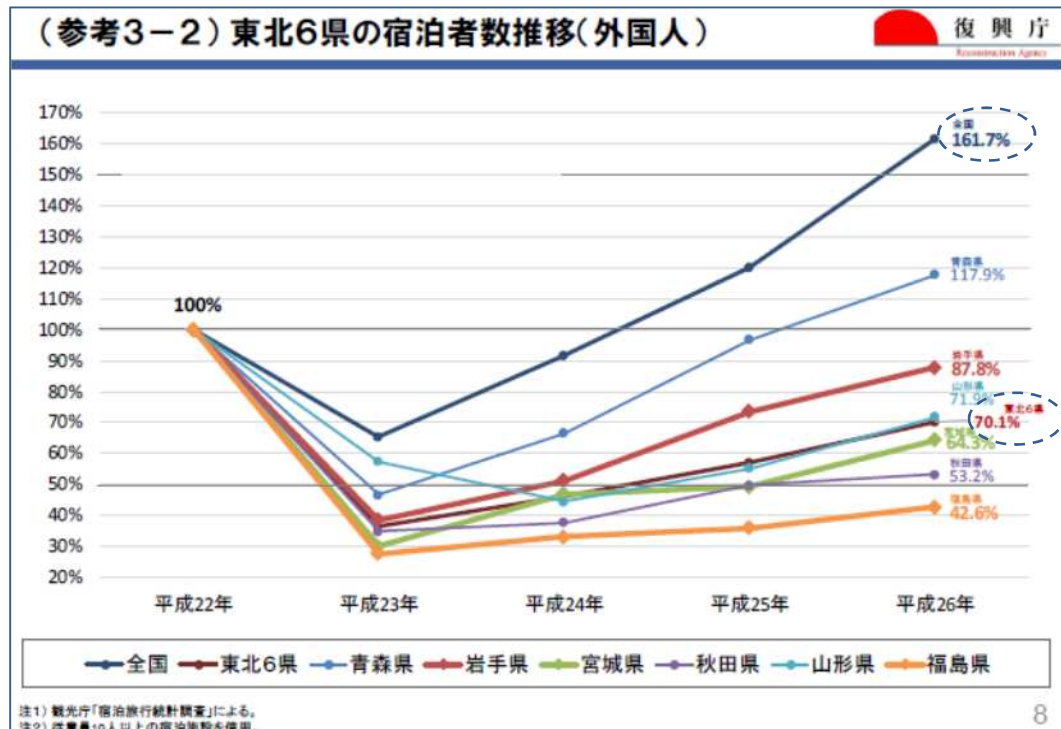


出典:「宮城県ホームページ」「県外避難者ニーズ調査の結果について」(<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/ni-zuchosa.html>)より抜粋

(4) 東北の観光振興に向けて6県の連携強化を

■東北6県の宿泊者数推移（外国人）

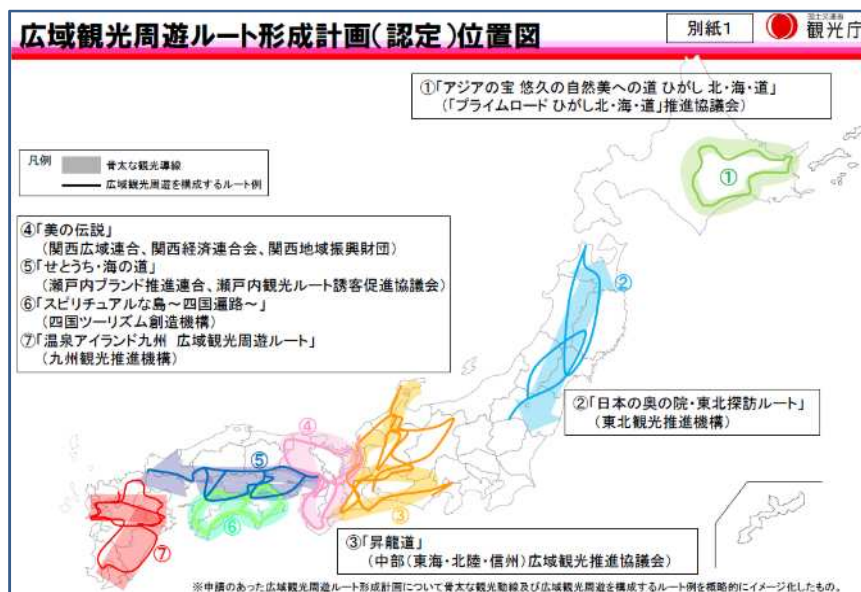
2014年に外国人宿泊客数が全国で震災前の2010年比で160%となる中、東北6県は70%にとどまっている。



出典:復興庁ホームページ「復興推進委員会(第20回)[平成28年1月19日]資料4:東北の観光復興について」
(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20160119093925.html>)より抜粋

■観光庁の広域観光周遊ルート形成計画

観光庁は、複数の都道府県を跨って、魅力ある観光地をネットワーク化する「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信する「広域観光周遊ルート形成促進事業」を実施している。各地域からの申請を受け、2015年6月に東北観光推進機構が申請した「日本の奥の院・東北探訪ルート」を含む7件が広域観光周遊ルート形成計画として認定された。



出典:観光庁ホームページ「広域観光周遊ルート形成計画の国土交通大臣認定について」

(http://www.mlit.go.jp/kankocho/news04_000117.html)より抜粋

1. 政府に対してのメッセージ

(1) 復興の司令塔として、持続可能性の観点から新たな施策への取り組みを

5) 海外から人材を確保する制度の新設

■「国家戦略特区」について、愛知県国家戦略特別区域会議において、愛知県が提案した「外国人雇用特区」の概要

1 提案の趣旨

我が国の人口減少による労働力不足が懸念される中、今後とも産業の国際競争力を強化し、中長期的な企業の生産力の維持・向上を図るため、国家戦略特別区域での外国人労働者の受け入れ要件の拡充を提案する。

2 外国人労働者受け入れの拡充に関する愛知県提案

資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受け入れ

過去に「技能実習制度」を優秀な成績で修了した外国人や、それに相当する資格・能力を持つ外国人のうち、我が国の労働者として雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。

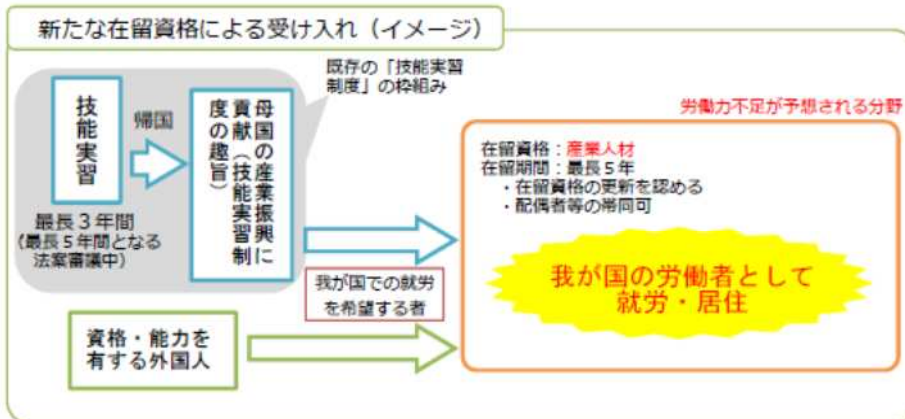
【対象となる外国人の要件及び受け入れ範囲】

- ①我が国において労働力不足が予想される分野[※]に関する資格・能力を有する者。
- ②技能検定3級合格やそれに類するレベルの資格・技能を有する者。
- ③高い日本語能力（日本語能力試験 N1 認定）を有する者（在留期間中に取得見込のある者を含む）。
- ④技能実習修了者については、帰国後1年以上経過している者。

※国家戦略特別区域会議の下に設置する「第三者監理協議会（別紙）」が、既存労働者の非自発的な離職が生じないようにするなど、国内労働者の雇用等に十分配慮し、分野及び受け入れ人数を検討し指定。

【受け入れ期間】

5年 …入管法第二条の二3項の定めに基づき、「外交」「公用」「高度専門職」及び「永住者」以外の在留資格で認められる最長の在留期間（＝5年）を設定。
なお、本在留資格は更新を認め、配偶者等の帯同も認めることとする。



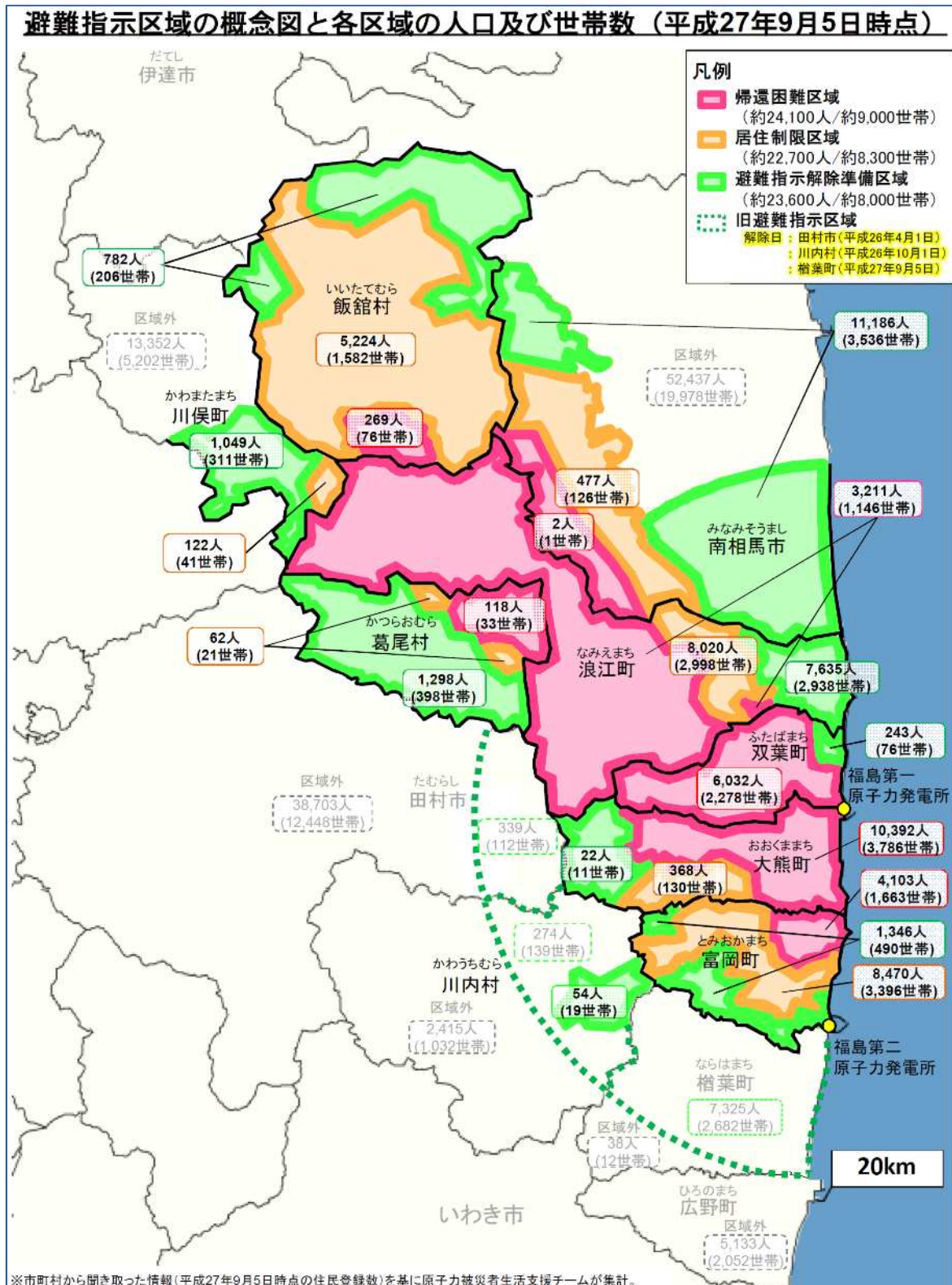
○本県提案による外国人受け入れの効果

- ①一定レベルの能力を持った労働力として、外国人を我が国に迎えることができ、我が国のグローバル化や外国人の活躍を促進することができる。
- ②技能実習生が、将来的な再入国や永住資格申請を視野に入れることで、技能実習期間における取組にも意欲的となる（技能実習生のレベルの向上にも寄与）。

(2) 福島原発周辺の12市町村は一体としてまちづくりを

■避難者数

避難指示区域からの避難者数は2015年9月時点で約7万人。



出典：経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数」より抜粋
(<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>)

■人口

原子力被災 12 市町村の人口は震災前 2010 年 10 月時点で 20 万 5,900 人であったが、2015 年 12 月時点で 18 万 1,429 人まで 2 万 4,471 人減少した。

(単位：人)

市町村名	震災前 (2010年10月)	現状 (2016年1月)	増減率
南相馬市	70,878	57,597	-18.7%
飯館村	6,209	6,251	0.7%
川俣町	15,569	14,387	-7.6%
田村市	40,422	38,352	-5.1%
葛尾村	1,531	1,480	-3.3%
浪江町	20,905	18,777	-10.2%
双葉町	6,932	6,240	-10.0%
大熊町	11,515	10,769	-6.5%
富岡町	16,001	13,864	-13.4%
川内村	2,820	2,042	-27.6%
楢葉町	7,700	7,376	-4.2%
広野町	5,418	4,294	-20.7%
12市町村計	205,900	181,429	-11.9%

福島県ホームページ「福島県の推計人口」(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15846.html>)
をもとに、経済同友会事務局作成(※印の町村は住民基本台帳人口)

■住民意向調査からの帰還者数試算（概算）

住民意向調査での各回答割合から試算すると、約 7 万人の避難者のうち、「戻りたい」という人が約 1.4 万人（約 19%）、「戻りたい」「条件が整えば戻りたい」「まだ判断がつかない」を合計すると約 3.4 万人（約 49%）。

実施市町村	避難指示の状況	住民意向調査回答				(単位：人)	
		A:避難指示区域の人口	a 戻りたい	b まだ判断がつかない	c 戻らない	d 無回答	戻りたい人口 (A × a)
富岡町	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域	13,919	13.9%	29.4%	50.8%	5.9%	1,935
浪江町	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域	18,866	17.8%	31.5%	48.0%	2.7%	3,358
大熊町	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域	10,782	11.4%	17.3%	63.5%	7.8%	1,229
双葉町	①帰還困難区域 ③避難指示解除準備区域	6,275	13.3%	20.7%	55.0%	10.9%	835
南相馬市	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域 ④区域外	11,665	29.3%	44.0%	26.1%	0.6%	3,418
葛尾村	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域	1,478	25.6%	45.0%	23.9%	5.5%	378
飯館村	①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域	6,275	32.8%	24.0%	31.3%	11.9%	2,058
川俣町	②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域 ④区域外	1,171	44.2%	16.4%	24.9%	14.6%	518
合計		70,431					13,729
							19.49%
							48.88%

経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数」(<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>)
「原子力被災自治体における住民意向調査」(復興庁ホームページ) (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/index.html>)
をもとに経済同友会事務局にて作成。南相馬市、葛尾村は 2013 年度調査結果、その他の市町村は 2015 年度調査結果による。

(3) 風評払拭に一層のテコ入れを

■食品中の放射性物質の基準値

■海外における食品中の放射性物質に関する指標(Bq/kg)

核種	日本	コーデックス	EU	米国
放射性セシウム	飲料水 10		飲料水 1,000	全ての食品 1,200
	牛乳 50		乳製品 1,000	
	乳児用食品 50	乳幼児用食品 1,000	乳幼児用食品 400	
	一般食品 100	一般食品 1,000	一般食品 1,250	
追加線量の上限設定値	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv
放射性物質を含む食品の割合の仮定値	50%	10%	10%	30%

※ 基準値は食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定等の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv/年です。

出典：消費者庁ホームページ「食と放射能Q&A」(http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html) より抜粋

■モニタリング状況(2015年4月～12月) ※玄米のみ、2015年8月20日～12月31日

県産農林水産物は、出荷前に検査を実施しています。基準値を超過した場合には、品目ごとに市町村単位で出荷が制限されるため、流通している農林水産物は安全性が確認されています。



出典：福島県ホームページ「ふくしま復興のあゆみ」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/fukkoukeikaku1151.html>) より抜粋

■放射線量

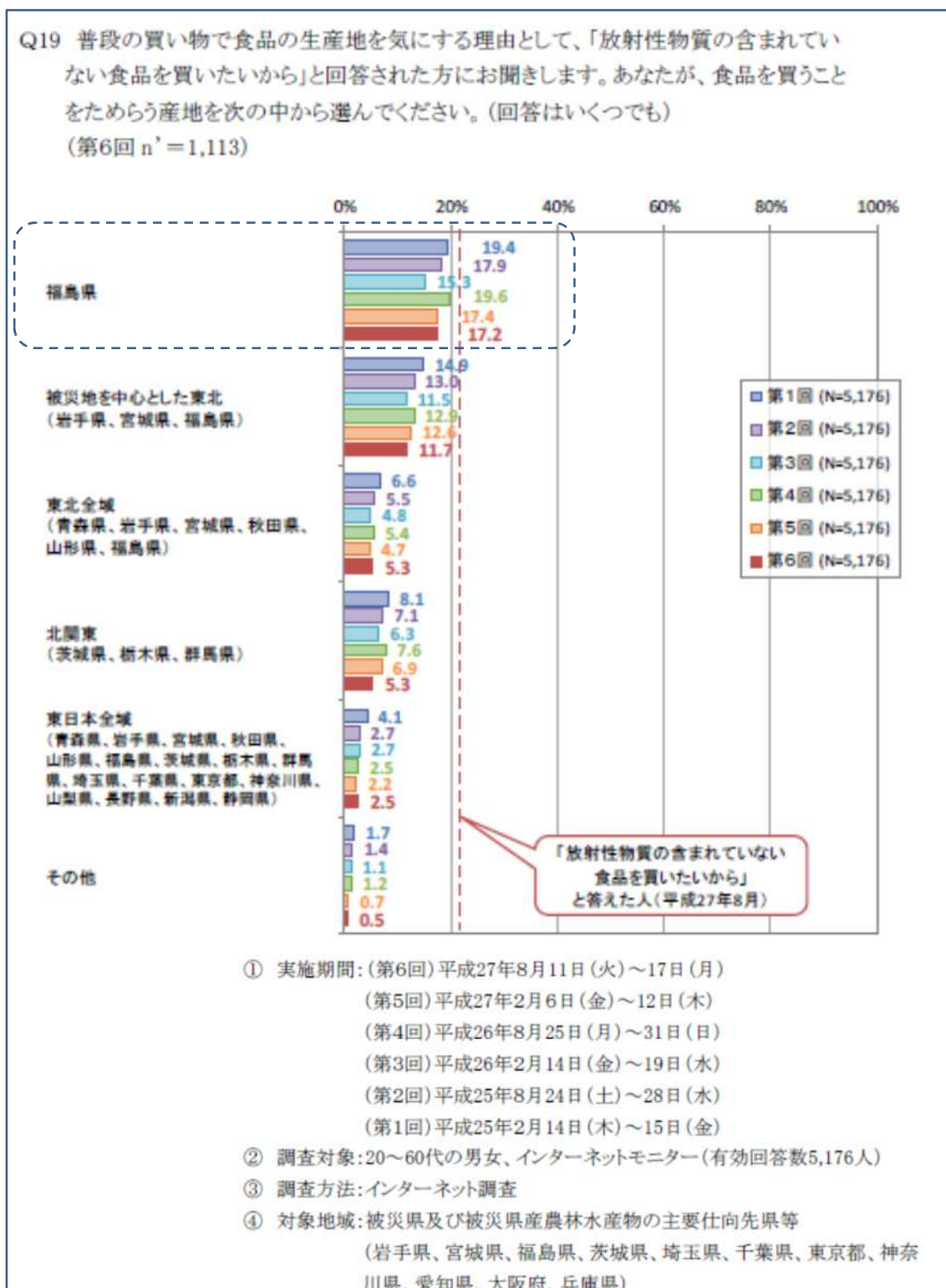
福島県内の空間放射線量は世界の主要都市と比べても高くない。



出典：福島県ホームページ「ふくしま復興のあゆみ」(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/fukkoukeikaku1151.html>) より抜粋

■消費者庁による風評被害に関する消費者意識の実態調査

「消費者庁による風評被害に関する消費者意識の実態調査（第6回）」（2015年9月30日公表）において、食品中の放射性物質を気にする人のうち、福島県産品の購入をためらう人は横ばいである。



出典: 消費者庁ホームページ「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第6回)」

(http://www.caa.go.jp/earthquake/understanding_food_and_radiation/index.html#harmful_rumor)より抜粋

■諸外国・地域の日本の食品への規制措置

- ・規制措置（輸入停止・証明書要求・検査強化）を行っている国・地域＝34の国・地域（表の①②③④）
- ・これまでに機影を解除した国・地域＝16の国・地域（表の⑤）

諸外国・地域の規制措置（2016年2月2日現在）（カッコ内は国・地域数）

①日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求（5）
韓国、中国、ブルネイ、ニューカレドニア、レバノン
②日本のすべての食品につき証明書を要求（12）
インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、
③日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求（9）
シンガポール、香港、マカオ、台湾、フィリピン、米国、ブラジル、EU・EFTA、ロシア
④検査強化（8）
インド、ネパール、パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モーリシャス
⑤規制措置の完全解除（16）
カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア

農林水産省ホームページ「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応」
http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html をもとに経済同友会事務局にて作成。

■諸外国・地域による輸入規制等に対する取組

- (1) 外務省では、福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、被災地産品の海外輸出を促進するため、汚染水問題への対応を始めとする事故対応の取組に加え、我が国産品の安全確保の措置（我が国の検査基準・体制や出荷制限等）の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働きかけてきている。
 - (ア) 各国・地域の要人等との会談において首脳・閣僚等ハイレベルで規制の緩和・撤廃を申し入れ。
 - (イ) 各国・地域毎の事情に応じ、先方政府当局に対する情報発信と規制緩和・撤廃に関する申入れのラインをきめ細かく本省と在外公館の間で打ち合わせ、在外公館から申入れを実施。
 - (ウ) 風評被害払拭や復興状況等の対日理解促進のためのPR事業や招へい事業等を実施。
- (2) 今後も、ハイレベルの往来を活用するとともに、本省と在外公館の間で緊密に連携し、粘り強く規制緩和・撤廃に向けた働きかけを継続する。また、各国からの個別の照会・情報提供要請に丁寧かつきめ細かく対応し、科学的根拠に基づく対応を引き続き求めていく。

出典：外務省ホームページ「原子力発電所の安全確保・我が国の輸出品に対する諸外国の規制等に対する取組み」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/anzen.html#kisei> より抜粋。

(4) 東日本大震災の教訓を活かして防災への平時からの取り組みを

1) 災害廃棄物処理体制の確立

■災害廃棄物処理に関する法整備

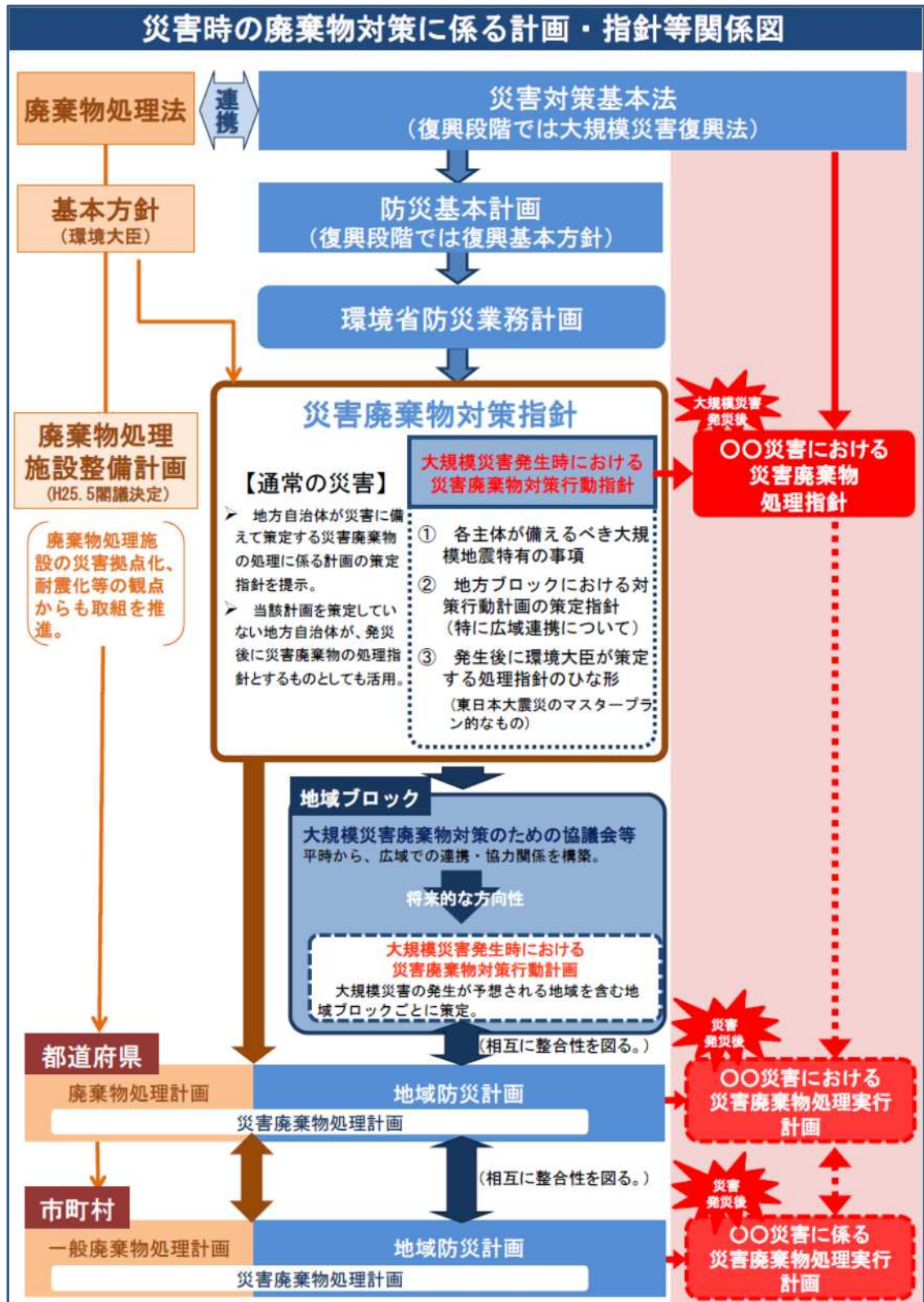
政府は東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保したうえで、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要	
趣 旨 災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。	
法整備の必要性 東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。 【課題1】円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分 〔対策方針〕 ➢ 国の司令塔機能を強化。 ➢ 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。 <主体性> 各機関の主体的な取組を促進 広域での連携を強化 <広域性> 主体間の連携を強化 <連携性> 円滑かつ迅速な処理を実現 【課題2】適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分 〔対策方針〕 ➢ 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。 ➢ 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。	
これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要	
法律の内容	(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)
災害により生じた廃棄物処理について、 ➢ 適正な処理と再生利用を確保するとともに、 ➢ 円滑かつ迅速に処理すること、また、 ➢ これらについて、発災前から周到に備えること との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。 (1) 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。〔廃棄物処理法〕 さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。〔廃棄物処理法〕 (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕 (3) 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定すること。〔災害対策基本法〕 (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができること。〔災害対策基本法〕 【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性	

出典:環境省ホームページ「廃棄物・リサイクル対策—災害廃棄物処理のための制度整備」
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/legislation/index.html> より抜粋。

■災害廃棄物処理に関する法整備

災害廃棄物処理に関する法と指針の関係図



出典：環境省ホームページ「廃棄物・リサイクル対策－災害廃棄物処理のための制度整備」
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/legislation/index.html> より抜粋。

震災復興委員会

2016年3月現在・敬称略

委員長

木村 恵司 (三菱地所 取締役会長)

副委員長

石川 洋 (鹿島建設 取締役兼専務執行役員)
加納 望 (富士石油 常務取締役)
高萩 光紀 (JXホールディングス 相談役)
徳植 桂治 (太平洋セメント 取締役会長)
成川 哲夫 (新日鉄興和不動産 取締役相談役)
松本 順 (みちのりホールディングス 取締役社長)

委員

我妻 文男 (共栄セキュリティーサービス 取締役会長)
甘竹 秀企 (アマタケ 取締役社長)
有馬 利男 (グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事)
井上 智治 (井上ビジネスコンサルタンツ 代表取締役)
岩本 修司 (構造計画研究所 執行役員)
江川 健太郎 (日本電設工業 取締役会長)
江幡 真史 (アドバンテッジリスクマネジメント 取締役)
遠藤 勝裕 (日本学生支援機構 理事長)
大川 澄人 (ANAホールディングス 常勤監査役)
大久保 和孝 (新日本有限責任監査法人 経営専務理事)
大多和 巖 (農林漁業成長産業化支援機構 取締役社長CEO)
小野 俊彦
小野寺 純子 (GKデザイン機構 取締役事務長)
小幡 尚孝 (三菱UFJリース 相談役)
加藤 義孝 (新日本有限責任監査法人 顧問)
加福 真介 (ワールド・モード・ホールディングス 取締役社長)
河合 輝欣 (ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム 会長)
木川 眞 (ヤマトホールディングス 取締役会長)
久慈 竜也 (久慈設計 取締役社長)
古賀 信行 (野村證券 取締役会長)
小崎 哲資 (ユニゾホールディングス 取締役社長)
五嶋 賢二 (富士電機 執行役員)
佐久間 万夫 (Eパートナー 取締役社長)
佐藤 和男 (三井不動産 社友)
柴内 哲雄 (EY総合研究所 理事 所長)

杉 本 伸 (乃村工藝社 執行役員)
 杉 山 直 (大林組 取締役副社長執行役員)
 高 島 宏 平 (オイシックス 取締役社長)
 高 島 征 二 (協和エクシオ 相談役)
 高 橋 秀 行 (ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)
 滝 哲 郎 (大星ビル管理 顧問)
 田久保 善 彦 (グロービス経営大学院大学 常務理事)
 竹 中 裕 之 (住友電気工業 副社長)
 竹 花 豊 (東京ビッグサイト 取締役社長)
 月 山 將 (関西電力 執行役員)
 寺 澤 則 忠 (三友システムアプレイザル 取締役会長)
 東 條 洋 (清水建設 常任顧問)
 中 井 加明三 (野村不動産ホールディングス 取締役会長)
 野 村 俊 明 (安藤・間 取締役社長)
 橋 口 誠 之 (鉄建建設 取締役会長)
 橋 本 哲 実 (日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
 平 田 恒一郎 (ナイス 取締役社長)
 平 野 哲 行 (平野デザイン設計 取締役社長)
 平 林 文 明 (積水ハウス 取締役専務執行役員)
 廣 岡 哲 也 (フージャースホールディングス 取締役社長)
 藤 田 直 志 (日本航空 取締役専務執行役員)
 古 橋 和 好 (感動創造研究所 エグゼクティブ フェロー)
 古 谷 周 三 (農林中金総合研究所 取締役社長)
 前 田 靖 治 (前田建設工業 特別顧問)
 三 田 昌 弘 (キーウェアソリューションズ 取締役社長)
 宮 内 淑 子 (ワイ・ネット 取締役社長)
 森 浩 生 (森ビル 取締役副社長執行役員)
 安 瀬 聖 司 (日本GE 代表取締役 GEキャピタル社長兼CEO)
 山 梨 広 一 (イオン 執行役)
 吉 田 卓 郎 (日本土地建物 取締役会長)
 吉 永 達 世 (つばさエンタテインメント 代表取締役)
 和 田 寿 昭 (日本生活協同組合連合会 専務理事)
 渡 邊 広 志 (中部電力 執行役員)

各地経済同友会委員

久 慈 竜 也 (岩手経済同友会 副代表幹事／久慈設計 取締役社長)
 瀬 川 隆 盛 (仙台経済同友会 幹事／日本政策投資銀行 東北支店長)
 宮 本 弘 (仙台経済同友会 幹事／みやぎ生活協同組合 理事長)
 浅 倉 俊 一 (福島経済同友会 代表幹事／ダイユーエイト 取締役社長)

鈴木 修 (岩手経済同友会 専務理事・事務局長)
金田 隆 (仙台経済同友会 事務局長)
渡辺 光 則 (福島経済同友会 事務局長／
とうほう地域総合研究所 常務理事)

事務局

齋藤 弘 憲 (経済同友会 政策調査部 部長)
藤井 大 樹 (経済同友会 企画部 マネジャー)
桧垣 淳 (経済同友会 企画部 マネジャー)

